

阿蘇市水防計画

令和4年度修正

阿蘇市防災会議

目 次

第1章 総 則	P 2 ~ P 3
第1 水防計画の目的	
第2 水防の責任及び居住者等の義務	
第3 重要水防区間及び重要水防箇所	
第4 市における水防機構	
第2章 水防資材の備蓄配置	P 3
第1 水防倉庫及び備蓄資材器具の配置	
第2 水防に従事する作業、連絡用車両の配置状況	
第3章 気象予警報及び水位観測	P 3 ~ P 4
第1 予警報の種類	
第2 雨量・水位観測及び通報	
第3 通信連絡	
第4章 水防活動	P 4 ~ P 7
第1 水防活動並びにその報告連絡協力	
第2 水防本部における水防活動計画	
第5章 水防てん末	P 7
第6章 公用負担	P 8
資 料	
第1表 重要水防区域一覧表	P 9
第2表 道路危険箇所	P 1 1
第3表 避難予定場所	P 1 2
第4表 水防組織事務分担	P 1 3

第 1 章 総 則

第 1 水防計画の目的

この計画は災害対策基本法第 5 条に基づく阿蘇市地域防災計画、また、水防法第 3 3 条並びに熊本県水防計画にのっとり、洪水等の水災を警戒防御し、これによる被害を軽減する目的をもって実施の概要を示すものである。

第 2 水防の責任及び居住者等の義務

水防管理者及び居住者等は、水防法第 3 条、第 2 4 条により、次のとおり水防上の責任を果たさなければならない。

(1) 水防管理団体の責任（第 3 条）

水防管理団体たる市町村は、その管轄区域の水防を十分に果たすべき責任を有する。

(2) 居住者等の水防義務（第 2 4 条）

水防管理者、消防団長または消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、または水防の現場にあるものをして水防に従事させることができる。

第 3 重要水防区間及び重要水防箇所

管内の重要水防区域、道路危険箇所及び避難予定場所は、別表のとおりとする。

第 1 表 重要水防区域	(P 9 ~ P 1 0)
第 2 表 道路危険箇所	(P 1 1)
第 3 表 避難予定場所	(P 1 2)

この重要水防区域における水防については、関係者と予め協議しておくものとする。

第 4 市における水防機構

水防法第 1 0 条の規定により、气象台から気象予警報の通知があり、水防の必要を認められた時から、洪水の危険性が無いと認められるまでの間、市においては次の分担により水防事務を行う。

1. 水防本部

阿蘇市役所内に水防本部を置く。

2. 機 構

阿蘇市水防本部長に市長、副本部長に副市長、教育長及び消防団長を置き、事務分担は第 4 表 (P 1 3) のとおりとする。

3. 運 営

(1) 水防会議

毎年 1 回以上水防本部が主催する水防会議を開催し、水防計画・水防活動を円滑に

する事項等について協議する。

(2) 水防活動

水防本部長は、水防本部活動の運営計画に基づき、水防活動を指揮する。

第 2 章 水防資材の備蓄配置

第 1 水防倉庫及び備蓄資材器具の配置

古城水防倉庫

ナイロン土のう (枚)	縄 (巻)	杭木 (本)	掛矢 (個)	スコップ (丁)	ツルハシ (本)
300	10	400	30	30	6

市役所備蓄倉庫

ナイロン土のう (枚)	縄 (巻)	杭木 (本)	掛矢 (個)	スコップ (丁)	ツルハシ (本)
2000	1	200	20	20	6

救命用ゴムボート配備一覧

	阿蘇市役所	今町 (消防格納庫)	内牧 (消防格納庫)	跡ヶ瀬 (消防格納庫)
救命用ゴムボート	2隻	1隻	2隻	1隻

第 2 水防に従事する作業、連絡用車両の配置状況

水防に従事する作業、連絡用の車両については市所有の公用車及びその他車両を配置する。

第 3 章 気象予警報及び水位観測

第 1 予警報の種類

気象通報は、熊本地方気象台が発するもので、予報の種類は次のとおりである。

1. 気象注意報

県内のいずれかの地域において、災害が起こる恐れがある場合に気象業務法に基づき、熊本地方気象台が一般及び関係機関に対して、注意を喚起するために行う予報をいう。

2. 気象警報

県内のいずれかの地域において、重大な災害が起こる恐れがある場合に気象業務法に基づき、熊本地方気象台が一般及び関係機関に対して、警戒を喚起するために行う警報をいう。

3. 水防警報

熊本地方気象台から水防に関する気象予警報が発表され、洪水の恐れがあると判断される場合、水防警報発令条件に基づき、対象量水標の設定水位を確認し熊本県が発令する警報をいう。

*水防本部は、梅雨時の風雨の状況に特に注意し、なおかつ阿蘇地域振興局土木部、警察、その他通知機関により気象予報及び情報の通知のあったときは、速やかに情報の周知を図るとともに本計画の円滑なる実施を期するものとする。

第2 水位の観測及び通報

1. 水防本部は、気象台又は県水防本部から水防に関係ある注意報・警報等の情報通知があったときは、直ちに水位観測を行う。
2. 水位の通報は、次の要領によるものとする。

水位の観測者は、次の場合、直ちに水位を通報しなければならない。電話不通の場合は非常無線等による。

 - (ア) 水防団待機水位に達したとき、及びそれより通報水位が下がるまでの1時間毎の水位
 - (イ) はん濫注意水位に達したとき、及びその後1時間毎の水位
 - (ウ) 避難判断水位に達したとき
 - (エ) はん濫危険水位に達したとき
 - (オ) 水位の増減に激変のあるとき又は特に必要と認めた場合

第3 通信連絡

1. 水防本部は雨量・水位の通報を受けたときは、情勢判断のうえ必要に応じて所要事項を関係方面に通知する。
2. 水防上必要な通信は、防災無線・電話等により関係機関に連絡する。

第4章 水防活動

第1 水防活動並びにその報告連絡協力

1. 水防活動の順序
 - 第1段階（待機・準備）

水防団待機水位を超え、はん濫注意水位に達すると予知されるときは計画した人員を招集し、堤防の警戒配置につとめる。
 - 第2段階（出動）

はん濫注意水位に達したとき又は必要と認めるときは、計画した人員を配置につけるとともに器具資材を整備し出動準備を整える。
 - 第3段階（警戒）

避難判断水位を超え、危険と認めるときは、住民等の避難について判断を行う。
 - 第4段階（嚴重警戒）

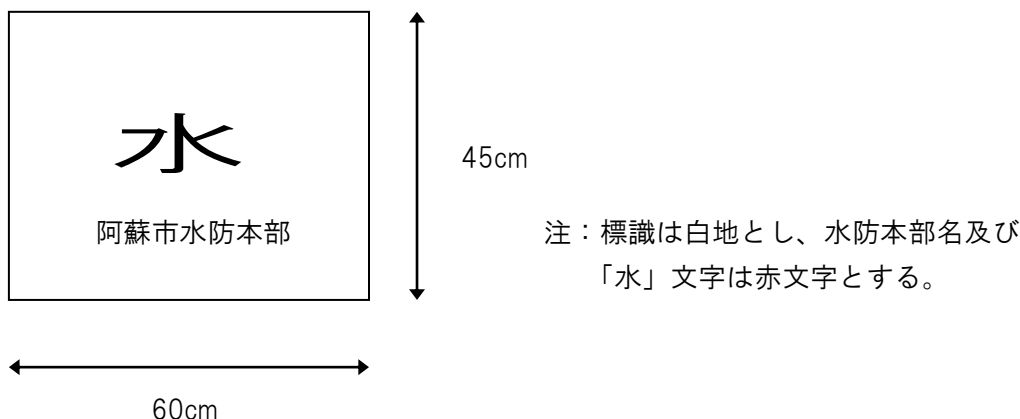
はん濫危険水位を超え、危険と認めるときは、全員出動して水防活動を行う。
 - 第5段階（解除）

水防団待機水位を下回り、再度、水位上昇の恐れがなくなったときは、水防活動の終了を通知する。

2. 標識及び放送

熊本県信号規則の定めるところにより、車両の標識を行う。また、水防活動については次のとおり防災行政無線及びお知らせ端末での放送を行う。

「標識」車両の水防旗



「放送の基準」

- (1) 大雨・洪水警報が発表された場合
 - (2) 注意報が発表された場合
(災害発生後の2次災害等の恐れがある場合に限り放送する)
 - (3) 災害発生のおそれがある場合
 - (4) その他災害を防止するために必要な場合
- ※夜間、深夜であっても必ず放送する。

3. 水防管理者の連絡事項

水防管理者は、次の場合、阿蘇水防区本部及び隣接水防管理者に連絡する。

- (1) 消防団が出動したとき
- (2) 堤防等に異常を発見したとき
- (3) 水防作業を開始したとき
- (4) 水防困難に陥る恐れがあるとき
- (5) 堤防が決壊したとき
- (6) 防御の効果があがったとき
- (7) 水防活動が終了し、警戒を解除したとき

4. 非常措置

- (1) 水防管理者は、堤防が決壊し又はこれに準ずる事態が発生したときは、他の水防団その他の応援を求めるとともに、第2段階の水防に必要な措置を講じ、被害を最小限度にとどめなければならない。
- (2) 水防管理者は危険が著しく切迫し立ち退きを必要と認めるとき、または、知事の指示により立ち退き通報を受けたときは、予め定めた立ち退き先及び経路等を示し、立ち退きを指示しなければならない。

(3) 水防管理者は、災害時における条件を考慮して、各地区ごと、災害種別ごとの避難予定場所を定め、平時からその所在、名称、概況、収容可能人員等を把握しておくものとする。

5. その他

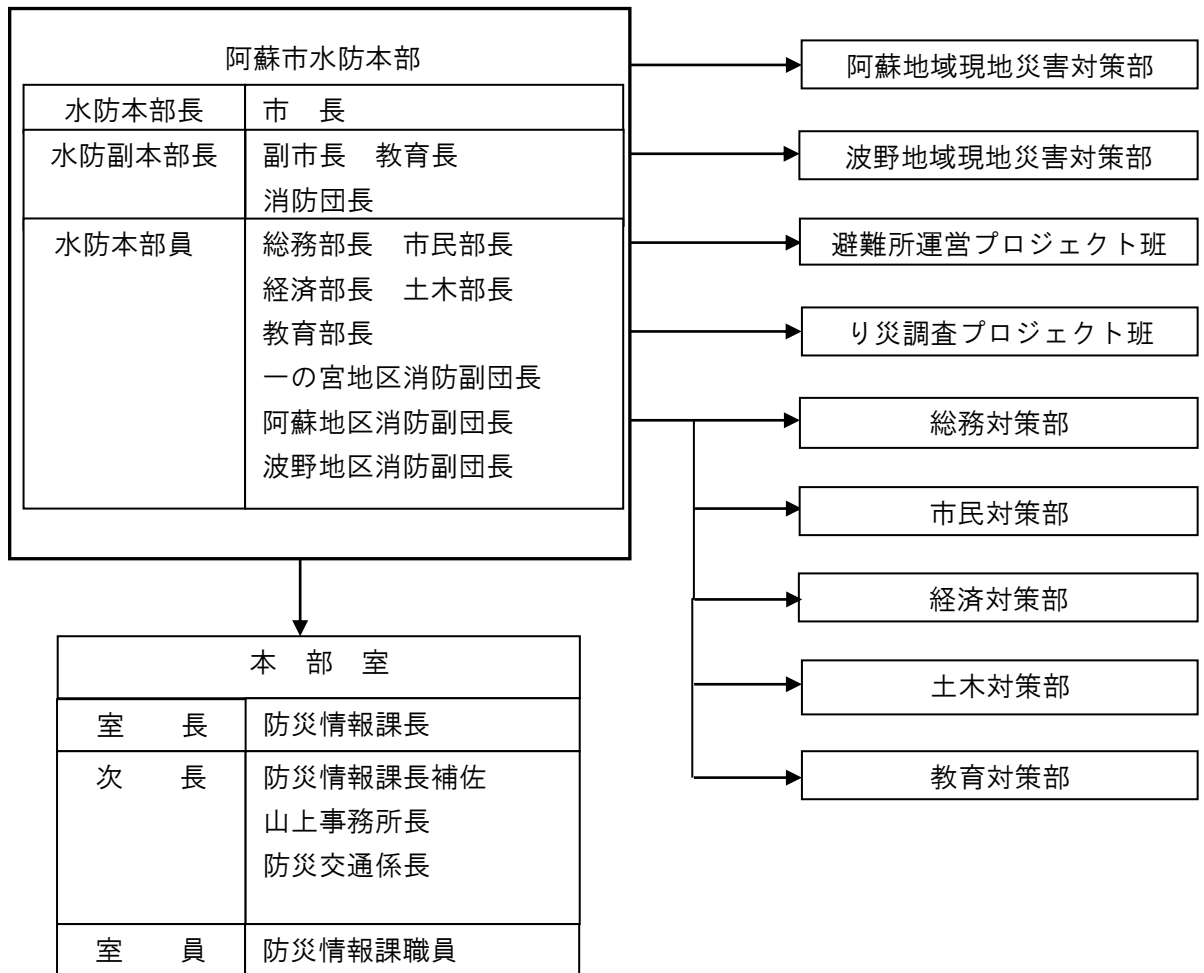
(1) 水防活動を終了し、警戒水位以下に減少し、阿蘇水防区本部と連絡のうえ水防警戒の必要がなくなったときは、水防管理者は水防体制を解き、一般に周知せしめる。

第2 水防本部における水防活動計画

水防本部の機構は第1章総則に示したとおりとし、次のとおりとする。

各班の事務分担は、別表第4表(P13)に示すが、り災の状況により水防本部会議に諮り、随時分担の変更を行う。

① 水防組織体制



2. 勤務体制

水防活動にあたっては次のとおりとする。

(1) 第1警戒体制

各課職員による班組織とし、下記の場合にこの体制をとり、水防業務に従事する。又、他の班員は常に気象通報に注意し、家庭又は予め連絡した所で待機する。

- ア 水防に関係ある気象警報の発表された場合
- イ 水防本部より、指示があった場合
- ウ 水防本部長が特に必要と認めた場合

(2) 第2警戒体制

下記の場合は、前項の班編成を状況により2班以上が合同で勤務する。

- ア 水防に関係ある警戒警報が発表された場合
- イ 水防本部長より、指示があった場合
- ウ 水防本部長が特に必要と認めた場合

(3) 第3警戒体制

下記の場合は、職員全員を動員し勤務するものとする。

- ア 水防本部より、指示があった場合
- イ 水防本部長が特に必要と認めた場合

(4) 解除

再度、水位上昇の恐れがなくなったとき、水防活動の終了を通知する。

(5) その他

水防活動に引き続き災害復旧作業に従事する場合は、本部長に報告し従事するものとする。

第 5 章 水 防 て ん 末

水防警戒を終結したときは、各水防対策班長は2日以内に本部長に次の状況を詳細に報告しなければならない。

1. 堤防その他施設等の異常の有無
2. 使用資材の種類及び員数、その他消耗分及び回収分
3. 他管理団体の応援の状況
4. 居住者の出動状況
5. 警察の救助状況
6. 現場指導者名の報告
7. 立ち退きの状況
8. 水防関係者の死者の有無
9. 堤防、道路、橋梁等の被害状況
10. その他必要と認める事項
11. 今後の水防対策で考慮する点、その他の意見等

第 6 章 公 用 負 担

1. 水防法第28条に規定された権限を行使するものは、その身分を示す証明書又は名札等を、又その権限を委任されたものは、委任証明書を携帯し、必要ある場合はこれを提示しなければならない。
2. 水防法第28条の規定により、公用負担の権限を行使した場合は、次のような証票を2通作成して、その1通を負担者に手渡し、権限行使により損失を受けたものに対して、水防管理者は時価により、その損失を補償するものとする。

公 用 負 担 の 証				
住 所 氏 名				
物件	数量	負担内容（使用・収容・処分等）	期 間	摘 要

様

年 月 日

阿 蘇 市 長 印

第1表

重要水防区域一覧表（Aランク）熊本県指定

水系名	河川名	地先名	延長 (m)	危険状況	水防工法
白川	黒川	車帰 ~	右岸 800 左岸 1,200	堤防高不足	積み土のう工

重要水防区域一覧表（Bランク）熊本県指定

水系名	河川名	地先名	延長 (m)	危険状況	水防工法
白川	黒川	赤水 ~	右岸 1,700 左岸 1,300	堤防高不足	積み土のう工
白川	黒川	的石 ~	右岸 300 左岸 300	洗掘	木流し工
白川	黒川	跡ヶ瀬 ~	右岸 1,200 左岸 1,200	洗掘	木流し工
白川	黒川	小野 ~	右岸 500 左岸 0	堤防高不足	積み土のう工
白川	黒川	小里 ~	右岸 400 左岸 0	堤防高不足	積み土のう工
白川	今町川	役犬原 ~	右岸 340 左岸 340	堤防高不足	積み土のう工
白川	花原川	内牧 ~	右岸 500 左岸 500	堤防高不足	積み土のう工
白川	花原川	西湯浦 ~	右岸 2,950 左岸 2,950	洗掘 堤防高不足	木流し工 積み土のう工
白川	乙姫川	乙姫 ~	右岸 300 左岸 300	堤防高不足	積み土のう工
白川	黒川	的石 ~	右岸 500 左岸 500	堤防高不足	積み土のう工
白川	黒川	山田 ~	右岸 600 左岸 600	堤防高不足	積み土のう工
白川	西岳川	竹原 ~ 内牧	右岸 4,600 左岸 4,600	堤防高不足	積み土のう工
白川	今町川	今町 ~	右岸 2,500 左岸 2,500	堤防高不足	積み土のう工
白川	東岳川	宮地 ~ 中通	右岸 3,800 左岸 3,800	堤防高不足	積み土のう工
白川	黒戸川	成川 ~	右岸 300 左岸 300	堤防高不足	積み土のう工
白川	乙姫川	乙姫 ~	右岸 950 左岸 950	堤防高不足	積み土のう工
白川	黒川	三久保 ~	右岸 2,300 左岸 2,300	法崩れすべり	積み土のう工
白川	黒川	小池 ~ 小倉	右岸 3,300 左岸 3,300	法崩れすべり	積み土のう工

重要水防区域一覧表（Cランク）熊本県指定

水系名	河川名	地先名	延長 (m)	危険状況	水防工法
白川	黒川	市の原 ~	右岸 500 左岸 0	洗掘 堤防高不足	木流し工
白川	黒川	山田 ~	右岸 3,000 左岸 3,000	堤防高不足	積み土のう工
白川	黒川	三野 ~	右岸 3,000 左岸 3,000	堤防高不足	積み土のう工
白川	古恵川	中通 ~	右岸 3,000 左岸 3,000	堤防高不足	積み土のう工
白川	黒戸川	成川 ~	右岸 350 左岸 350	堤防高不足	積み土のう工
白川	黒戸川	成川 ~	右岸 500 左岸 500	堤防高不足	積み土のう工
白川	黒川	内牧 ~	右岸 250 左岸 0	堤防高不足	積み土のう工
白川	宮川	手野 ~	右岸 700 左岸 700	堤防高不足	積み土のう工
白川	乙姫川	乙姫 ~	右岸 1,750 左岸 1,750	堤防高不足	積み土のう工

※右岸・左岸＝上流から下流を見た時の方向

※堤防高不足＝堤防の高さが他より低い

※洗掘＝川の流れて堤防表面等が削れる

※木流し工＝木を川に流し流れの勢いを防ぐ

重要水防区域一覧表（その他）熊本県管理以外

水系名	河川名	地先名	延長 (m)	危険状況	水防工法
大野川	片俣川	笹倉 ～	右岸 200 左岸 200	堤防高不足	積み土のう工
大野川	泉谷川	大道 ～	右岸 300 左岸 300	堤防高不足	積み土のう工
大野川	泉谷川	赤砂 ～	右岸 500 左岸 500	堤防高不足	積み土のう工
大野川	笹倉川	笹倉 ～	右岸 500 左岸 500	堤防高不足	積み土のう工
大野川	遊雀川	遊雀 ～	右岸 500 左岸 500	堤防高不足	積み土のう工
白川	黒川	小倉 ～	右岸 200 左岸 0	堤防高不足	積み土のう工
白川	宮原川	小里 ～	右岸 1,300 左岸 1,300	堤防高不足	積み土のう工
白川	西小園川	西小園 ～	右岸 300 左岸 300	堤防高不足	積み土のう工
白川	宝泉川	内牧 ～	右岸 500 左岸 500	堤防高不足	積み土のう工
白川	裏浜川	狩尾 ～	右岸 350 左岸 350	堤防高不足	積み土のう工
白川	上宇土川	狩尾 ～	右岸 350 左岸 350	堤防高不足	積み土のう工
白川	寺の上川	的石 ～	右岸 400 左岸 400	堤防高不足	積み土のう工
白川	横道川	黒川 ～	右岸 700 左岸 700	堤防高不足	積み土のう工
白川	古閑川（本流）	黒川 ～	右岸 600 左岸 600	堤防高不足	積み土のう工
白川	古閑川（支流）	黒川 ～	右岸 650 左岸 650	堤防高不足	積み土のう工
白川	本村川	小野田 ～	右岸 400 左岸 400	堤防高不足	積み土のう工
白川	乙川（1）	山田 ～	右岸 750 左岸 750	堤防高不足	積み土のう工
白川	乙川（2）	山田 ～	右岸 300 左岸 300	堤防高不足	積み土のう工
白川	東岳川	宮地 ～	右岸 2,300 左岸 2,300	堤防高不足	積み土のう工
白川	泉川	宮地 ～	右岸 1,500 左岸 1,500	堤防高不足	積み土のう工
白川	今村川	宮地 ～	右岸 550 左岸 550	堤防高不足	積み土のう工
白川	陣の町川	宮地 ～	右岸 600 左岸 600	堤防高不足	積み土のう工
白川	神の木川	宮地 ～	右岸 450 左岸 450	堤防高不足	積み土のう工
白川	平保の木川	坂梨 ～	右岸 850 左岸 850	堤防高不足	積み土のう工
白川	鬼塚川	北坂梨 ～	右岸 300 左岸 300	堤防高不足	積み土のう工
白川	北坂梨川	北坂梨 ～	右岸 400 左岸 400	堤防高不足	積み土のう工
白川	野中川	三野 ～	右岸 250 左岸 250	堤防高不足	積み土のう工
白川	塩井川	三野 ～	右岸 250 左岸 250	堤防高不足	積み土のう工
白川	阿蘇品川	三野 ～	右岸 500 左岸 500	堤防高不足	積み土のう工
白川	古閑川	三野 ～	右岸 400 左岸 400	堤防高不足	積み土のう工
白川	土井川	手野 ～	右岸 500 左岸 500	堤防高不足	積み土のう工
白川	中園川	手野 ～	右岸 450 左岸 450	堤防高不足	積み土のう工

第2表
道路危険箇所

路線名	特に危険 なところ	予想される 危険	管理	備 考
国道57号	坂 梨	落石・崩壊	国土交通省	滝室坂 ※連続雨量 170mm で通行規制
国道212号	湯 浦	〃	熊本県	阿蘇公園菊池線付近
国道265号	箱 石	〃	〃	箱石付近 ※連続雨量 200mmで通行規制
別府一の宮線	古 城	〃	〃	古城～展望所付近 ※連続雨量 200mmで通行規制
菊池赤水線	車 帰	〃	〃	二重の峠付近
内牧坂梨線	小倉・山田	〃	〃	
阿蘇公園菊池線	湯 浦	〃	〃	西湯浦端辺
阿蘇吉田線	黒 川	〃	〃	草千里北側
南小国波野線	荻の草	〃	〃	
高森竹田線	山 崎	〃	〃	
〃	仁田水	〃	〃	旧分校付近
阿蘇一の宮線	小池・今町	冠水	〃	
仙酔峡線	東小堀	崩壊	阿蘇市	
木落線	山田・中通	落石・崩壊	〃	一部通行規制
阿蘇一の宮 グリーンロード	手 野	落石・崩壊	〃	キャンプ場から北側
狩尾幹線	狩 尾	〃	〃	全面通行止
宝泉成川線	内牧2区	冠水	〃	泰山荘前
新町1号線	内牧2区、小里	冠水	〃	入船付近
下り山1号線	西小園	冠水	〃	佐渡ボーリング付近

別表3 避難予定場所

No.	対象地域	指定避難所名	種別	異常な現象種類毎の指定緊急避難所							備考
				洪水(浸水)	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	噴火	大規模な火事	
1	宮地	一の宮体育館	緊・指	○	○	-		-	○		
2		一の宮中学校体育館	緊・指		○	-	○	-	○	○	
3		一の宮小学校体育館	緊・指		○	-	○	-	○	○	避難所拡大時利用
5		農村構造改善センター	緊・指	○	○	-	○	-	○		避難所拡大時利用
6		独立行政法人 阿蘇青少年交流の家	緊・指	○	○	-	○	-	○	○	避難所拡大時利用
7		坂梨	坂梨体育館	緊・指	○	○	-	○	-	○	
8	坂梨公民館		緊・指	○	○	-	○	-	○		
9	古城	古城体育館	緊・指		○	-	○	-	○	○	
3		一の宮小学校体育館	緊・指		○	-	○	-	○	○	避難所拡大時利用
2		一の宮中学校体育館	緊・指		○	-	○	-	○	○	
10		中通体育館	緊・指	○	○	-	○	-	○	○	
11		中通公民館	緊・指	○	○	-	○	-	○	○	
10	中通	中通体育館	緊・指	○	○	-	○	-	○	○	
11		中通公民館	緊・指	○	○	-	○	-	○	○	
12		荻の草公民館	緊・指	○		-		-	○		
13		阿蘇中央高校阿蘇清峰校舎体育館	緊・指	○	○	-	○	-	○		避難所拡大時利用
14	内牧	阿蘇体育館(武道場含む)	緊・指	○	○	-	○	-	○		
15		農村環境改善センター	緊・指		○	-	○	-	○	○	
16		阿蘇中学校体育館	緊・指		○	-	○	-	○	○	
17		旧深葉分校(校舎)	緊・指	○	○	-		-	○		
18	山田	山田体育館	緊・指	○	○	-	○	-	○	○	
19		今町公民館	緊・指		○	-	○	-	○		
20		鷲の石公民館	緊・指			-		-	○	○	
21	黒川	阿蘇小学校体育館	緊・指	○	○	-	○	-	○		
22		乙姫体育館	緊・指	○	○	-	○	-	○	○	
23		阿蘇市コミュニティセンター	緊・指	○	○	-	○	-	○	○	
24	永水	赤水公民館	緊・指	○	○	-	○	-	○		
25		永草公民館	緊・指	○	○	-	○	-	○		
26		阿蘇西小学校体育館	緊・指	○	○	-	○	-	○	○	
27	狩尾	尾ヶ石東部体育館	緊・指		○	-	○	-	○	○	
28		狩尾1区公民館	緊・指	○	○	-		-	○		
29		狩尾2区公民館	緊・指		○	-		-	○	○	
30		旧JA阿蘇尾ヶ石支所	緊・指	○		-	○	-	○	○	
16		阿蘇中学校体育館	緊・指		○	-	○	-	○	○	
26		阿蘇西小学校体育館	緊・指	○	○	-	○	-	○	○	
31	跡ヶ瀬・的石	跡ヶ瀬コミュニケーションセンター	緊・指		○	-	○	-	○		
26		阿蘇西小学校体育館	緊・指	○	○	-	○	-	○	○	
32	檜木野、赤仁田、中江、滝水、山崎、仁田水	波野体育館	緊・指	○		-		-	○		
33		波野保健福祉センター	緊・指	○	○	-	○	-	○	○	
34	小園、小地野、笹倉	やすらぎ交流館	緊・指	○	○	-	○	-	○	○	
35		道の駅波野「神楽苑」	緊・指	○	○	-	○	-	○		
36	立塚、横堀、遊雀、中道	農村婦人の家	緊・指	○	○	-		-	○	○	
37		郷土芸能伝承館	緊・指	○	○	-	○	-	○		
38	大道、坂の上	波野小学校体育館	緊・指	○		-	○	-	○		
39		波野中学校体育館	緊・指	○		-	○	-	○		
	(その他の避難場所)	一の宮運動公園、阿蘇駅前噴水広場、道の駅「阿蘇」、農村公園あびか、阿蘇草原保全活動センター、旧尾ヶ石西部小学校跡、阿蘇内牧ファミリーパークあそ☆ビバ、はな阿蘇美、道の駅「波野」神楽苑、波野グラウンド 旧波野支所跡	緊	○	○	-	○	-	○	○	当該施設をその他の避難所として、また広域避難における中継・休憩施設として利用
		阿蘇火山博物館	緊	-	-	-	-	-	○	-	阿蘇山噴火時に利用

※避難所の種別

■緊:指定緊急避難所、指:指定避難所

※災害種別ごとに利用可能な避難所は、上記のとおり。

■崖崩れ、土石流及び地滑り＝土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、山腹崩壊危険区域付近に位置する避難所は除外

■大規模な火事＝近隣に家屋が密集及び林野がある避難所は除外

第4表 水防組織事務分担

対策部名	統括	班名・班員		分 掌 事 務
災害対策本部 阿蘇地域現地	内牧支所長	現地災害対策班	内牧支所	① 災害情報の収集・整理及び報告に関する事項 ② 支所機能の確保に関する事項 ③ 他の部班への応援・協力
災害対策本部 波野地域現地	波野支所長	現地災害対策班	波野支所	① 災害情報の収集・整理及び報告に関する事項 ② 支所機能の確保に関する事項 ③ 他の部班への応援・協力
本部室	防災情報課長	本部対策室	防災情報課	① 本部室の業務に関する事項 ② 職員の動員、派遣に関する事項 ③ 情報収集、整理及び報告に関する事項 ④ 被害報告の取りまとめに関する事項 ⑤ 災害応急措置、他の部との連絡調整に関する事項 ⑥ 広報活動に関する事項 ⑦ 自衛隊の派遣要請及び調整に関する事項 ⑧ 消防団の指揮監督に関する事項 ⑨ 不明者等の救助・救出に関する事項 ⑩ 各対策班間の連絡調整に関する事項 ⑪ その他の班に属しない事項 ⑫ 他の部班への応援協力
プロジェクト班 避難所運営	監査委員会事務局	プロジェクト班	全職員	① 避難所開設・運営に関する事項 ② 避難所開設要員への連絡に関する事項 ③ 罹災者の保護収容に関する事項 ④ 避難所への情報伝達・収集に関する事項 ⑤ 避難所のゴミ及び清掃に関する事項 ⑥ 屋外避難・車中避難に関する事項 ⑦ 他の部班への応援・協力

<p>プロジェクト班 り災・調査</p>	<p>税務課長</p>	<p>調査プロジェクト班</p>	<p>全職員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 土地、家屋等の被害調査情報収集に関する事項 ② 住家のり災証明書の発行に関する事項 ③ 住家被害認定調査に関する事項 ④ 被災証明書の発行に関する事項 ⑤ 事業所等に係るり災証明書の発行に関する事項 ⑥ 商工・観光業者の被災状況調査に関する事項 ⑦ 被災宅地危険度判定に関する事項 ⑧ 被災宅地および建築物の危険度判定に関する事項 ⑨ 他の部班への応援・協力
<p>総務対策部</p>	<p>総務部長</p>	<p>総務・財政・出納・議会対策班</p>	<p>総務課 企画財政課 会計課 議会事務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 職員の動員、派遣に関する事項 ② 災害経費の予算措置 ③ 車輛の配置編成等に関する事項 ④ 災害救助基金の出納に関する事項 ⑤ 義援金等現金の保管に関する事項 ⑥ 財産区簡易水道災害対策に関する事項 ⑦ 応急対策物品の購入出納に関する事項 ⑧ 議会事務局の分掌に係る災害対策に関する事項 ⑨ 議会関係機関の視察等に関する事項 ⑩ 他の部班への応援・協力
<p>市民対策部</p>	<p>市民部長</p>	<p>災害救助・保健・衛生・ 労務・医療対策班</p>	<p>市民課 人権啓発課 福祉課 ほけん課 健康増進課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害救助に関する事項 ② 災害物資受入及び義損金・見舞金に関する事項 ③ 日赤との連絡に関する事項 ④ ボランティア等労務者の充足対策に関する事項 ⑤ 福祉避難所の開設・運営・調整に関する事項 ⑥ 避難行動要支援者に関する事項 ⑦ 食品等衛生管理に関する事項 ⑧ 清掃に関する事項 ⑨ 医薬品、衛生材料の調達に関する事項 ⑩ 救護に関する事項 ⑪ 医療関係者の動員要請、患者輸送に関する事項 ⑫ 医療及び助産に関する事項 ⑬ 遺体安置所の設置運営に関する事項 ⑭ 災害瓦礫の処理に関する事項 ⑮ 保健衛生に関する事項 ⑯ 他の部班への応援・協力

<p>経済対策部</p>	<p>経済部長</p>	<p>事業所・食料対策班 農林畜産・物資・</p>	<p>農政課 観光課 まちづくり課 農業委員会</p>	<p>① 応急食糧の確保調整に関する事項 ② 救助物資の斡旋に関する事項 ③ 農地、林野、治山、林道、農道等被害取りまとめ、及び復旧に関する事項 ④ 燃料の確保調達輸送に関する事項 ⑤ 関係事業者の被害金融資に関する事項 ⑥ 他の部班への応援・協力</p>
<p>土木対策部</p>	<p>土木部長</p>	<p>土木・住環境・給水対策班</p>	<p>建設課 上下水道課 住環境課</p>	<p>① 土木施設の応急対策資材の確保に関する事項 ② 交通途絶時の対策に関する事項 ③ 土木に対する被害取りまとめ、及び復旧に関する事項 ④ 自宅瓦礫撤去、障害物除去、宅地防疫に関する事項 ⑤ 飲料水の確保、供給に関する事項 ⑥ 上下水道の復旧に関する事項 ⑦ 他の部班への応援・協力</p>
<p>教育対策部</p>	<p>教育部長</p>	<p>文教・給食対策班</p>	<p>教育課 給食センター</p>	<p>① 応急教育対策に関する事項 ② 文教施設の災害情報収集、被害報告、本部室との連絡に関する事項 ③ その他教育委員会の所掌事務に係る災害予防、災害応急対策に関する事項 ④ 物資輸送、炊き出しに関する事項 ⑤ 他の部班への応援・協力</p>